

平成23年度 第12回 富合町合併特例区協議会



と き 平成24年3月21日(水)
午前10時00分～
ところ アスパル富合 研修室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程の一部改正について

富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程

富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程（平成20年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保健福祉班」を「福祉班、保健班」に改める。

同条第2項を次のように改める。

2 各班の分担事務は次のとおりとする。

(1)総務班

- ア 合併特例区内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること
- イ 合併特例区内事務の連絡調整に関すること
- ウ 合併特例区協議会に関すること
- エ 合併特例区の予算、決算に関すること
- オ 合併特例区の現金の保管及び出納に関すること
- カ その他他の班の所管に属しないこと

(2)福祉班

- ア 富合町老人憩の家に関すること
- イ 健康の里フェスティバル事業（介護相談、介護予防、福祉用具展示等）に関すること

(3)保健班

- ア 健康の里フェスティバル事業に関すること
- イ 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること

(4)まちづくり班

- ア 富合町健康づくり総合センターに関すること
- イ 富合町雁回公園に関すること
- ウ 富合町屋外運動場に関すること
- エ 緑川総合運動公園に関すること

- オ 体育協会及び文化協会に関する事
- カ 町民体育祭事業に関する事
- キ 町内駅伝大会事業に関する事
- ク 文化祭事業に関する事
- ケ 成人式事業に関する事
- コ さわやか学級事業に関する事
- サ ふるさと祭事業に関する事

(5)産業振興班

- ア 産業祭事業に関する事

(6)新幹線推進班

- ア 九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関する事

第3条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 まちづくり班に副班長を置くことができる。

第4条第3項中「その他の職員は、」を「副班長及びその他の職員は、」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

富合町合併特例区事務局の設置等に関する規程（平成20年訓令第4号） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置) 第1条 富合町合併特例区規約（平成20年）第4条に規定する合併特例区の事務を処理するため富合町合併特例区に事務局を置く。</p> <p>(名称) 第2条 事務局に総務班、<u>福祉班</u>、<u>保健班</u>、まちづくり班、産業振興班及び新幹線推進班を置き、合併特例区の手務を分担して行う。</p> <p>2 各班の分担事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)総務班 ア 合併特例区内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること イ 合併特例区内事務の連絡調整に関すること ウ 合併特例区協議会に関すること エ 合併特例区の予算、決算に関すること オ 合併特例区の現金の保管及び出納に関すること カ その他他の班の所管に属しないこと</p> <p>(2)福祉班 <u>ア 富合町老人憩の家に関すること</u> <u>イ 健康の里フェスティバル事業(介護相談、介護予防、福祉用具展示等)に関すること</u></p> <p>(3)保健班 <u>ア 健康の里フェスティバル事業に関すること</u> <u>イ 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること</u></p> <p>(4)まちづくり班 ア 富合町健康づくり総合センターに関すること イ 富合町雁回公園に関すること ウ 富合町屋外運動場に関すること エ 緑川総合運動公園に関すること オ 体育協会及び文化協会に関すること カ 町民体育祭事業に関すること キ 町内駅伝大会事業に関すること ク 文化祭事業に関すること ケ 成人式事業に関すること コ さわやか学級事業に関すること サ ふるさと祭事業に関すること</p> <p>(5)産業振興班 <u>ア 産業祭事業に関すること</u></p> <p>(6)新幹線推進班 <u>ア 九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること</u></p> <p>3 事務を行うに当たっては、班同士の連携を図り、分担事務に間げきが生じないように努めるものとする。</p> <p>(職員等) 第3条 事務局に事務局長、事務局次長を置く。 2 班に班長その他必要な職員を置く。 3 まちづくり班に副班長を置くことができる。</p>	<p>(事務局の設置) 第1条 富合町合併特例区規約（平成20年）第4条に規定する合併特例区の手務を処理するため富合町合併特例区に事務局を置く。</p> <p>(名称) 第2条 事務局に総務班、<u>保健福祉班</u>、まちづくり班、産業振興班及び新幹線推進班を置き、合併特例区の手務を分担して行う。</p> <p>2 各班の分担事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)総務班 ア 合併特例区内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること イ 合併特例区内事務の連絡調整に関すること ウ 合併特例区協議会に関すること エ 合併特例区の予算、決算に関すること オ 合併特例区の現金の保管及び出納に関すること カ その他他の班の所管に属しないこと</p> <p>(2)保健福祉班 <u>ア 富合町老人憩の家に関すること</u> <u>イ 健康の里フェスティバル事業に関すること</u> <u>ウ 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること</u></p> <p>(3)まちづくり班 ア 富合町健康づくり総合センターに関すること イ 富合町雁回公園に関すること ウ 富合町屋外運動場に関すること エ 緑川総合運動公園に関すること オ <u>区長会活動事業に関すること</u> カ 体育協会及び文化協会に関すること キ 町民体育祭事業に関すること ク 町内駅伝大会事業に関すること ケ 文化祭事業に関すること コ 成人式事業に関すること サ さわやか学級事業に関すること</p> <p>(4)産業振興班 <u>ア ふるさと祭事業に関すること</u> <u>イ 産業祭事業に関すること</u></p> <p>(5)新幹線推進班 <u>ア 九州新幹線総合車両基地関連受託事業に関すること</u> <u>イ 新幹線建設事業に伴う支援機構及び地元調整に関すること</u> <u>ウ JR鹿児島本線富合新駅設置に向けた協議に関すること</u> <u>エ 富合町新幹線対策協議会に関すること</u> <u>オ 工事に係る入札及び契約に関すること</u></p> <p>3 事務を行うに当たっては、班同士の連携を図り、分担事務に間げきが生じないように努めるものとする。</p>

(職員の職務)

- 第4条 事務局長は区長の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 副班長及びその他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、事務局次長を置く。
- 2 班に班長その他必要な職員を置く。
- (職員の職務)
- 第4条 事務局長は区長の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

富合町合併特例区事務局		熊本市南区役所
区 長		
事務局 長		次長兼総務企画課長
事務局 次長		次長兼福祉事務所長
班長：総務企画課長補佐 総務班	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例区内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事 合併特例区内事務の連絡調整に関する事 合併特例区協議会に関する事 合併特例区の予算、決算に関する事 合併特例区の現金の保管及び出納に関する事 その他他の班の所管に属しない事 	総務企画課
班長：福祉課長 福祉班	<ul style="list-style-type: none"> 富合町老人憩の家に関する事 健康の里フェスティバル事業（介護相談・介護予防・福祉用具展示等）に関する事 	福祉課
班長：保健子ども課長 保健班	<ul style="list-style-type: none"> 健康の里フェスティバル事業に関する事 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関する事 	保健子ども課
班長：まちづくり推進課長 まちづくり班	<ul style="list-style-type: none"> 富合町健康づくり総合センターに関する事 富合町雁回公園に関する事 富合町屋外運動場に関する事 緑川総合運動公園に関する事 体育協会及び文化協会に関する事 町民体育祭事業に関する事 町民駅伝大会事業に関する事 文化祭事業に関する事 成人式事業に関する事 さわやか学級事業に関する事 ふるさと祭事業に関する事 	まちづくり推進課 富合まちづくり交流室
班長：農業振興課長 産業振興班	<ul style="list-style-type: none"> 産業祭事業に関する事 	農業振興課
班長：富合地域整備室長 新幹線推進班	<ul style="list-style-type: none"> 九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関する事 	西部土木センター 富合地域整備室

協議第 2 号

合併特例区協議会への南区長の出席について

協議第 3 号

富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領の一部改正について

富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領

制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁

改正 平成24年 3月 日 富合町合併特例区長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、富合町都市公園規則（平成20年富合町合併特例区規則第5号）第6条第2項、富合町屋外運動場要綱（平成20年10月6日制定）第2条及び富合町健康づくり総合センター要綱（平成20年10月6日制定）第2条に規定する使用許可の申請について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請の期間)

第2条 富合町都市公園、富合町屋外運動場及び富合町健康づくり総合センターの使用許可の申請の期間は、別表に定めるとおりとする。

2 別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請者の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この要領は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間
一般使用（練習等）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用しようとする時まで
	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用しようとする時まで
各種大会等 （大会要綱等の提出）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用しようとする時まで
	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用しようとする時まで
公用使用	熊本市南区役所各課及び富合町合併特例区各班	使用期日の属する月の12箇月前の初日から使用しようとする時まで

備考

- 1 使用期日の属する月の1箇月前の初日から15日までの期間は、熊本県・市町村公共施設予約システムによる申請とする。

富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領 新旧対照表

改正案	現行													
<p>○富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p style="text-align: center;">改正 平成24年 3月 日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、富合町都市公園規則（平成20年富合町合併特例区規則第5号）第6条第2項、富合町屋外運動場要綱（平成20年10月6日制定）第2条及び富合町健康づくり総合センター要綱（平成20年10月6日制定）第2条に規定する使用許可の申請について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可申請の期間)</p> <p>第2条 富合町都市公園、富合町屋外運動場及び富合町健康づくり総合センターの使用許可の申請の期間は、<u>別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請者の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成20年10月6日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p>	<p>○富合町合併特例区社会体育施設の使用許可申請に関する要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、富合町都市公園規則（平成20年富合町合併特例区規則第5号）第2条第2項、富合町屋外運動場要綱（平成20年10月6日制定）第2条及び富合町健康づくり総合センター要綱（平成20年10月6日制定）第2条に規定する使用許可の申請について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可申請の期間)</p> <p>第2条 富合町都市公園、富合町屋外運動場及び富合町健康づくり総合センターの使用許可の申請の期間は、<u>次の表の左欄</u>に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる申請者の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。ただし、富合町合併特例区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用の区分</th> <th style="text-align: center;">申請者区分</th> <th style="text-align: center;">使用許可申請の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般使用（練習等）</td> <td style="text-align: center;">合併特例区内の個人及び団体</td> <td style="text-align: center;">使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用期日7日前まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用期日7日前まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">各種大会等 (大会要綱等の提出)</td> <td style="text-align: center;">合併特例区内の個人及び団体</td> <td style="text-align: center;">使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用期日7日前まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用期日7日前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ 使用期日の属する月の1箇月前の初日から15日までの期間は、熊本市体育施設・予約システムによる申請とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成20年10月6日から施行する。</p>	使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間	一般使用（練習等）	合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用期日 7 日前まで	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用期日 7 日前まで	各種大会等 (大会要綱等の提出)	合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用期日 7 日前まで	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用期日 7 日前まで
使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間												
一般使用（練習等）	合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用期日 7 日前まで												
	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用期日 7 日前まで												
各種大会等 (大会要綱等の提出)	合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用期日 7 日前まで												
	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用期日 7 日前まで												

使用の区分	申請者区分	使用許可申請の期間
一般使用（練習等）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の2箇月前の初日から使用しようとする時まで
	その他	使用期日の属する月の1箇月前の初日から使用しようとする時まで
各種大会等（大会要綱等の提出）	富合町合併特例区内の個人及び団体	使用期日の属する月の6箇月前の初日から使用しようとする時まで
	その他	使用期日の属する月の5箇月前の初日から使用しようとする時まで
公用使用	熊本市南区役所各課及び富合町合併特例区各班	使用期日の属する月の12箇月前の初日から使用しようとする時まで

備考

- 1 使用期日の属する月の1箇月前の初日から15日までの期間は、熊本県・市町村公共施設予約システムによる申請とする。

協議第 4 号

富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱の制定について

富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱

制定 平成24年 3月 日 富合町合併特例区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、次の各号に掲げる合併特例区規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、合併特例区のスポーツ施設使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 富合町屋外運動場規則（平成20年富合町合併特例区規則第3号）第6条
- (2) 富合町健康づくり総合センター規則（平成20年富合町合併特例区規則第4号）第6条
- (3) 富合町都市公園規則（平成20年富合町合併特例区規則第5号）第15条

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ施設 第1条各号に掲げる規則中に規定されるスポーツを行うことを目的として利用に供する施設という。
- (2) スポーツ活動 スポーツをするのみならず、スポーツを見たり、学んだり、ボランティアとしてスポーツをする人をささえたりといったスポーツに関する様々な活動をいう。
- (3) スポーツイベント スポーツ活動のうち、スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツに関する研修会など、スポーツに関して特別に開催される行事をいう。
- (4) 一部使用料 第1条各号に掲げた規則中に規定される使用料のうち、テニスコートにおける1面や体育館におけるバレーボール1面のようにスポーツ施設内の一部について他の利用者と区分して排他的に使用する場合に課される使用料。1面のみ有するスポーツ施設における使用料を含む。

- (5) 全面使用料 第1条各号に掲げた規則中に規定される使用料のうち、個人使用料並びに一部使用料以外のもので、グラウンド全体のように1種類の施設区域全体を専用して使用する場合に課される使用料
(使用料の減免)

第3条 区長は、次に掲げるスポーツイベント等において、スポーツ施設を使用する場合、全面使用料及び一部使用料並びに照明使用料及び付属設備使用料を免除することができる。ただし、次の第2号から第8号に該当する場合は、照明使用料及び付属設備使用料は減免しない。

- (1) 合併特例区又は熊本市若しくは熊本市教育委員会が主催又は共催するスポーツイベント
- (2) 熊本市立小中高等学校及び市立専修学校の体育の授業（市立幼稚園の運動会や遠足等の行事を含む。）
- (3) 熊本市内小中高等学校の体育の授業（運動会、体育大会、記録会、遠足等を除く。）で、前号に掲げるもの以外のもの
- (4) 熊本市小学校体育連盟、熊本市中学校体育連盟、熊本県小学校体育連盟又は熊本県中学校体育連盟が主催する市規模以上のスポーツ大会
- (5) 熊本県高等学校体育連盟又は熊本県高等学校野球連盟が主催する県規模以上のスポーツ大会
- (6) 障害者団体が主催し、障害者のために開催され、相当数の障害者が参加する市規模以上のスポーツ大会
- (7) 熊本市体育協会に加盟する競技団体が主催する市規模以上のスポーツ大会
- (8) 熊本市立小中高等学校が、体育館等の施設建て替えによって代替的に使用する学校運動部活動
- (9) 富合町合併特例区内の小中学校が、使用する学校運動部活動
- (10) 熊本市及び富合町合併特例区内の団体で、区長が特に認めたもの

2 区長は、熊本市体育協会に加盟する競技団体が国民体育大会並びに熊本県民体育祭に出場する選手で、かつ、熊本市民並びに熊本市内に勤務又は通学する者の出場種目に係る団体練習を主催するためにスポーツ施設を利用する場合、一部使用料に限り免除することができる。ただし、期間は大会開催目前の1箇

月間とし、照明使用料並びに付属設備使用料は減免しない。

- 3 富合町合併特例区に住所を有するものが、富合町合併特例区のスポーツ施設を使用する場合には、別表第1、別表第2及び別表第3に規定する額を減免後の使用料とする。

(減免の対象)

第4条 規則第3条第1項第10号に基づく減免(以下、「減免」という。)の対象となる場合は、次のとおりとする。

- (1) 熊本市富合公民館が主催する事業に使用する場合
 - (2) 熊本市南区役所各課(かい)及び富合町合併特例区各班が主催又は共催する事業に使用する場合
 - (3) 富合小中一貫教育事業に使用する場合
 - (4) 富合町合併特例区内の各地区が主催するスポーツ大会に使用する場合
 - (5) 熊本市富合町体育協会及び協会に加盟する競技団体が使用する場合
 - (6) 熊本市社会福祉協議会地域福祉推進課南区事務所が富合町合併特例区内の住民を対象に行う事業に使用する場合
 - (7) 富合町合併特例区内の母親クラブ(たんぼぼくらぶ)が使用する場合
 - (8) 富合町合併特例区内の各種福祉団体が使用する場合
- 2 減免の対象となる使用料は、すべての使用料とする。
- 3 使用料の減免の割合は、10割とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に旧富合町社会体育施設等使用料減免要領の規定によりなされた、処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に旧富合町体育施設等使用料減免に関する内規によりなされた、処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(富合町社会体育施設等使用料減免要領の廃止)

- 4 富合町社会体育施設等使用料減免要領(平成20年10月6日制定)は、廃止する。

(富合町体育施設等使用料減免に関する内規の廃止)

- 5 富合町体育施設等使用料減免に関する内規(平成20年10月6日制定)は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

富合町屋外運動場関係

施設名	区分	使用料
軽運動場	全面	無料
テニスコート (1面)	一般	無料
	高校生以下	無料

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。

別表第2（第3条関係）

富合町健康づくり総合センター関係

区 分		1時間当たりの使用料	
		一 般	高校生以下
体育関係施設	バトミントン（1面）	200円	200円
	ミニバレー（1面）	200円	200円
	バレーボール（1面）	400円	400円
	バスケットボール（1面）	600円	600円
	全面	1,200円	
	トレーニング室	500円	
	ステージ	200円	
保健関係施設	和室	300円	
	調理実習室	500円	

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びにこれに順ずる者をいう。

別表第3（第3条関係）

富合町都市公園関係

施設名		単位	使用料
富合町雁回公園	運動広場	ソフトボール場（1面）	1時間につき 無料
		野球場（1面）	1時間につき 無料
		全面	1時間につき 無料

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

改正案	現行
<p>富合町社会体育施設等使用料の減免に関する要綱</p> <p>制定 平成24年 3月 日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、次の各号に掲げる合併特例区規則(以下「規則」という。)の規定に基づき、合併特例区のスポーツ施設使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 富合町屋外運動場規則(平成20年富合町合併特例区規則第3号)第6条 (2) 富合町健康づくり総合センター規則(平成20年富合町合併特例区規則第4号)第6条 (3) 富合町都市公園規則(平成20年富合町合併特例区規則第5号)第15条</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) スポーツ施設 第1条各号に掲げる規則中に規定されるスポーツを行うことを目的として利用に供する施設という。 (2) 略 (3) 略 (4) 一部使用料 第1条各号に掲げた規則中に規定される使用料のうち、テニスコートにおける1面や体育館におけるバレーボール1面のようにスポーツ施設内の一部について他の利用者と区分して排他的に使用する場合に課される使用料。1面のみ有するスポーツ施設における使用料を含む。 (5) 全面使用料 第1条各号に掲げた規則中に規定される使用料のうち、個人使用料並びに一部使用料以外のもので、グラウンド全体のように1種類の施設区域全体を専用して使用する場合に課される使用料</p> <p>(使用料の減免) 第3条 区長は、次に掲げるスポーツイベント等において、スポーツ施設を使用する場合、全面使用料及び一部使用料並びに照明使用料及び付属設備使用料を免除することができる。ただし、次の第2号から第8号に該当する場合は、照明使用料及び付属設備使用料は減免しない。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略</p>	<p>富合町社会体育施設等使用料減免要領 富合町体育施設等使用料減免に関する内規</p> <p>制定 平成20年10月 6日 富合町合併特例区長決裁</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、次の各号に掲げる合併特例区規則(以下「規則」という。)の規定に基づき、合併特例区のスポーツ施設使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 富合町屋外運動場規則(平成20年富合町合併特例区規則第3号)第6条 (2) 富合町健康づくり総合センター規則(平成20年富合町合併特例区規則第4号)第6条 (3) 富合町都市公園規則(平成20年富合町合併特例区規則第5号)第15条</p> <p>(定義) 第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ等該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) スポーツ施設 第1条各号に掲げる規則中に規定されるスポーツを行うことを目的として利用に供する施設という。 (2) 略 (3) 略 (4) 一部使用料 第1条各号に掲げた規則中に規定される使用料のうち、テニスコートにおける1面や体育館におけるバレーボール1面のようにスポーツ施設内の一部について他の利用者と区分して排他的に使用する場合に課される使用料。1面のみ有するスポーツ施設における使用料を含む。 (5) 全面使用料 第1条各号に掲げた規則中に規定される使用料のうち、個人使用料並びに一部使用料以外のもので、グラウンド全体のように1種類の施設区域全体を専用して使用する場合に課される使用料</p> <p>(使用料の減免) 第3条 区長は、次に掲げるスポーツイベント等において、スポーツ施設を使用する場合、全面使用料及び一部使用料並びに照明使用料及び付属設備使用料を免除することができる。ただし、次の第2号から第8号の一に該当する場合は、照明使用料及び付属設備使用料は減免しない。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略</p>

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) **富合町**合併特例区内の小中学校が、使用する学校運動部活動
- (10) **熊本市及び富合町**合併特例区内の団体で、区長が特に認めたもの

2 区長は、熊本市体育協会に加盟する競技団体が国民体育大会並びに熊本県民体育祭に出場する選手で、かつ、熊本市民並びに熊本市内に勤務又は通学する者の出場種目に係る団体練習を主催するためにスポーツ施設を利用する場合、一部使用料に限り免除することができる。ただし、期間は大会開催目前の1箇月間とし、照明使用料並びに付属設備使用料は減免しない。

3 **富合町**合併特例区に住所を有するものが、**富合町**合併特例区のスポーツ施設を使用する場合には、別表第1、別表第2及び別表第3に規定する額を減免後の使用料とする。

(減免の対象)

第4条 規則第3条第1項第10号に基づく減免(以下、「減免」という。)の対象となる場合は、次のとおりとする。

(1) **熊本市富合公民館が主催する事業に使用する場合**

(2) **熊本市南区役所各課(かい)及び富合町合併特例区各班が主催又は共催する事業に使用する場合**

(3) **富合小中一貫教育事業に使用する場合**

(4) 富合町合併特例区内の各地区が主催するスポーツ大会に使用する場合

(5) **熊本市**富合町体育協会及び協会に加盟する競技団体が使用する場合

(6) 熊本市社会福祉協議会**地域福祉推進課南区事務所**が富合町合併特例区内の住民を対象に行う事業に使用する場合

(7) 富合町合併特例区内の母親クラブ(たんぼぼくらぶ)が使用する場合

(8) 富合町合併特例区内の各種福祉団体が使用する場合

2 減免の対象となる使用料は、すべての使用料とする。

3 使用料の減免の割合は、10割とする。

- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 合併特例区内の小中学校が、使用する学校運動部活動
- (10) 合併特例区内の団体で、区長が特に認めたもの

2 区長は、熊本市体育協会に加盟する競技団体が国民体育大会並びに熊本県民体育祭に出場する選手で、かつ、熊本市民並びに熊本市内に勤務又は通学する者の出場種目に係る団体練習を主催するためにスポーツ施設を利用する場合、一部使用料に限り免除することができる。ただし、期間は大会開催目前の1ヶ月間とし、照明使用料並びに付属設備使用料は減免しない。

3 合併特例区に住所を有するものが、合併特例区のスポーツ施設を使用する場合には、別表第1、別表第2及び別表第3に規定する額を減免後の使用料とする。

(減免の対象) 内規より

第2条 **富合町体育施設等使用料の減免要領**第3条第1項第10号の規定に基づく減免の対象となる場合は、次のとおりとする。

(1) **熊本市富合総合支所及び富合町合併特例区の各課(かい)班が主催又は共催の説明会や研修会**に使用する場合

(2) 富合町合併特例区内の各地区が主催するスポーツ大会に使用する場合

(3) 富合町体育協会及び協会に加盟する競技団体が**スポーツイベント等及び会議**に使用する場合

(4) 熊本市社会福祉協議会 富合支所が、富合町合併特例区内の住民を対象に行う事業に使用する場合

(5) 富合町合併特例区内の母親クラブ(たんぼぼくらぶ)が、研修会や会議に使用する場合**(保健福祉課)**

(6) 富合町合併特例区内の各種福祉団体が、**研修会や会議**に使用する場合**(保健福祉課)**

2 減免の対象となる使用料は、すべての使用料とする。

※ 平成20年10月6日 合併前に減免となっていた団体を対象とする。

(減免の手続)

第4条 全面使用料並びに一部使用料の減免を申請しようとする者は、使用許可申請書に減免の要件

を満たすことを証する資料を添付して、区長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年10月6日から施行する。

附 則
(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に旧富合町社会体育施設等使用料減免要領の規定によりなされた、処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の日前に旧富合町体育施設等使用料減免に関する内規によりなされた、処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(富合町社会体育施設等使用料減免要領の廃止)

4 富合町社会体育施設等使用料減免要領（平成20年10月6日制定）は、廃止する。

(富合町体育施設等使用料減免に関する内規の廃止)

5 富合町体育施設等使用料減免に関する内規（平成20年10月6日制定）は、廃止する。

以下、別表1～3 略

以下、別表1～3 略

嘱託員会議の開催月について

平成24年度 嘱託員会議 予定表

月	日	曜日
4月	11 日	水曜日
5月	9 日	水曜日
7月	11 日	水曜日
9月	12 日	水曜日
11月	14 日	水曜日
1月	9 日	水曜日
3月	13 日	水曜日

会議場所：富合公民館（アスパル富合）

研修室1～2

開始時間：13時30分開会

※平成24年度から、嘱託員会議は隔月開催となります。

報告第 2 号

食の自立支援事業について

食の自立支援事業(概要)

1 業務の目的	<p>富合地区に住所を有する低栄養状態の恐れがある高齢者等に栄養に配慮した食事(弁当)を提供し、食生活の改善を図り、もって在宅での自立を支援する。</p> <p>また、併せて配食時に利用者の安否確認を行う。</p>									
2 対象者	<p>(1)おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯</p> <p>(2)身体障害者のみの世帯又は身体障害者が属する世帯</p>									
3 実施日	<p>毎日の昼食 及び 夕食</p>									
4 委託先	<p>平成23年度 熊本市社会福祉協議会</p> <p>平成24年度 熊本市シルバー人材センター(予定)</p> <p>※調理については、福寿会(ゆーとびあ)へ再委託</p>									
5 委託料 (熊本市負担)	<p>1食あたり 300円</p>									
6 利用料 (利用者負担)	<table border="1" data-bbox="539 1413 1385 1581"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通食</th> <th>特別食</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>400 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度(予定)</td> <td>500 円</td> <td>600 円</td> </tr> </tbody> </table>		普通食	特別食	平成23年度	400 円	500 円	平成24年度(予定)	500 円	600 円
	普通食	特別食								
平成23年度	400 円	500 円								
平成24年度(予定)	500 円	600 円								
7 利用者数	<p>17名(平成24年3月1日現在)</p>									
8 月間利用食数	<p>約 600食</p>									

行事予定表（平成24年3月21日～4月20日）

富合町合併特例区・富合総合支所・南区役所

日	曜	時間	区長	行事（業務）	場所
21	水	10:00 10:00	○	合併特例区協議会定例会 委員長報告 質疑、討論、表決、閉会	アスパル・研修室
22	木	8:30～20:00 9:30	○	資源ごみ拠点回収日 富合小学校卒業式	総合支所横 富合小体育館
23	金	10:30	○	定例農業委員会（総会）	アスパル・研修室
24	土				
25	日			熊本県知事選挙	
26	月				
27	火				
28	水				
29	木				
30	金				
31	土				
4 月					
1	日	10:00		政令指定都市移行記念式典	崇城大学市民ホール
2	月	8:00～8:15		区役所開所式	
3	火				嘱託員便発送日
4	水				
5	木				
6	金				
7	土				
8	日				
9	月				
10	火	10:00～11:30		富合中学校入学式	富合中体育館
11	水	10:00～11:30 13:30 15:00～16:30		富合小学校入学式 嘱託員会議 合併特例区協議会4月定例会	富合小体育館 アスパル・研修室 3階大会議室
12	木				
13	金				
14	土				
15	日				
16	月				
17	火				
18	水				
19	木				
20	金				
備考	県知事選挙期日前投票 3月9日（金）～24日（土）				